

標準仕様書案の修正内容・検討事項について

令和6年5月24日

1. 他システム連携について

○ 他システム連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	課税情報の連携	<p>特定健診等システムにおいて、課税情報の連携の必要性について検討が必要。</p> <p>連携が必要な場合、どのような利用ケースを想定して、どのような項目を連携する必要があるかを整理する必要がある。</p>	<p>第2回WTにて課税情報の連携について構成員の皆様からアンケートを取得したところ、特定健診および後期高齢者健診について、課税情報の連携機能は現在未実装であり、標準準拠システムにおいても不要というご意見を多くいただいた。一方で、個人住民税システムから課税情報を連携しているというご意見もいただいているが、特定健診等システムというよりは、健康管理システムにおいて連携しているものと判断し、特定健診等システムにおいては連携不要と考え、当該機能要件を削除した。合わせて、課税情報から自己負担金額を判定する機能も削除した。</p>

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990007	<p>国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する</p> <p>※1—データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること</p> <p>※2—異動内容をEHC機能等により確認できること</p>
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990008	<p>国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する</p> <p>※1—連携頻度は日次・月次とする</p>
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990009	<p>国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する</p> <p>※1—連携頻度はリアルとする</p>
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
2. 【特定健診】対象者管理	2.2. 受診券情報管理機能			0990093	<p>住民ごとに特定健診受診券情報を管理（登録・更新・削除・照会）できること。</p> <p>※1 交付年月日、有効期限、窓口負担額を登録できること。</p> <p>※2—国保世帯課税情報に応じた窓口負担額が設定できること。</p> <p>【管理項目】 「(別紙2-2) 管理項目_02. 【特定健診】対象者管理」[受診券情報]参照</p>

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・01. 特定健診等共通: 機能ID0990007、0990008、0990009
- ・02. 【特定健診】対象者管理: 機能ID0990093、0990098
- ・04. 【特定保健指導】対象者管理: 機能ID0990140

1. 他システム連携について

○ 他システム連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	住登外情報の連携	全国意見照会にて、国民健康保険システムおよび後期高齢者医療システムで管理している住登外者情報(個人連絡先・送付先情報を含む)の連携が必要ではないかとのご意見をいただいた。	<p>第2回WTにて住登外者情報の連携について構成員の皆様からアンケートを取得したところ、住登外者情報の連携機能は現在未実装であり、標準準拠システムにおいても不要というご意見を多くいただいた。</p> <p>一方で、統合宛名管理システムから住登外者情報を連携しているというご意見もいただいているが、統合宛名管理システムは独自施策システムと位置付けられるため、データ要件・連携要件標準仕様書に準拠する形で連携されるものと考えている。</p> <p>上記を踏まえて、特定健診等システム標準仕様書としては、住登外者情報の連携機能は不要と判断している。</p>

1. 他システム連携について

○ 他システム連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
3	後期高齢者医療保険情報の連携	後期高齢支援システム標準仕様書【第1.2版】において、「機能ID0250504: 特定健診システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること」と定義されているが、実装区分は標準オプション機能となっている。	後期高齢支援システムからの連携機能の実装区分を実装必須機能から標準オプション機能に変更した。 代わりに後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込む機能を実装必須機能として追加した。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990010	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること	◎	×	×	◎
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990011	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする	◎	×	×	◎
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990012	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度はリアルとする	○	×	×	○
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携				後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、後期高齢者医療保険情報を照会できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする	◎	×	×	◎

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01. 特定健診等共通: 機能ID0990010、0990011、(新規機能: 18行目)

2. 特定健診等データ管理システムとの連携について

○ 特定健診等データ管理システムとの連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	連携インターフェースの追加	<p>全国意見照会にて、以下インターフェースの連携機能追加が必要ではないかとのご意見をいただいた。</p> <p>○FKAC161 ・特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル</p> <p>○FKAC167 ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル</p> <p>○FKAC171 ・特定健診結果等情報作成抽出(全健診結果情報(横展開))ファイル</p>	<p>第2回WTにて左記インターフェースの実装状況について構成員の皆様からアンケートを取得した。</p> <p>○FKAC161 ・多くの構成員が実装済みであり、過年度の受診券情報の取込を行う際にFKAC161が必要というご意見をいただいたため、機能要件の追加を行った。</p> <p>○FKAC167 ・一部の構成員で実装済みであったが、FKAC163・164で同様の情報の取込が可能であるため、機能要件の追加は不要と判断している。</p> <p>○FKAC171 ・全ての構成員で実装されておらず、FKAC163・164で同様の情報の取込が可能であるため、機能要件の追加は不要と判断している。</p>

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能				特定健診等データ管理システムで発番済みの特定健診受診券情報を取り込みできること。 ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAC161：特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_02.【特定健診】対象者管理」【受診券情報】参照	○	○

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・02.【特定健診】対象者管理:機能ID(新規機能:26行目)

3. 管理項目について

○ 管理項目(別紙2-2)について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	独自施策項目の追加	全国意見照会にて、管理項目(別紙2-2)で定義されている項目に追加して、自治体独自の項目を管理する必要があるのではないかというご意見を多数いただいている。	構成員の皆様からも同様の意見をいただいている。自治体独自の健診・問診を実施するケースが想定されるため、管理項目として独自施策項目を追加する。独自施策項目の考え方は健康管理システム標準仕様書と平仄を合わせた形としている。

■仕様書修正イメージ

健診実施情報 管理項目	エビデンス
eGFR勸奨判定	標準的な健診・保健指導プログラム 別紙5
ヘモグロビン値勸奨判定	標準的な健診・保健指導プログラム 別紙5
登録日	
登録支所	
独自施策半角項目	
独自施策日付項目	
独自施策全角項目	
独自施策コード項目	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

■修正対象箇所

○(別紙2-2)管理項目

- ・03.【特定健診】健診情報管理:健診実施情報
- ・05.【特定保健指導】指導情報管理:初回面接実施情報、保健指導計画情報、中間評価情報、継続支援情報、評価情報
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理:後期高齢者健康診査

3. 管理項目について

○ 管理項目(別紙2-2)について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	第1期～第2期の項目	全国意見照会にて、特定健診・特定保健指導の第1期～第2期でのみ管理されていた項目についても、管理項目として定義する必要があるのではないかというご意見を多数いただいている。	構成員の皆様からも同様の意見をいただいている。第1期からの健診結果を履歴管理し、業務に活用するケースが想定されるため、第1期～第2期でのみ管理されていた項目についても、管理項目として定義する。 また、特定健診、後期高齢者健診、特定保健指導で、管理項目名およびエビデンスの記載粒度が合っていない箇所があったため、合わせて修正を行う。

■仕様書修正イメージ

健診実施情報 管理項目	エビデンス	継続支援情報 管理項目	エビデンス
貧血 喫煙 (第1期～第3期)	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「貧血」 ※第3期のコード 電子的な標準様式 XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」 ※第3期まで入力可。		
喫煙 (第4期～)	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」 ※第4期から入力可。	支援の実施日付	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施日付」「支援Bの実施日付」「支援Cの実施日付」
20歳からの体重変化	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「20歳からの体重変化」 ※第4期から入力可。		共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B「支援実施日付」、特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の実施日付」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援実施年月日」
30分以上の運動習慣	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「30分以上の運動習慣」 ※第4期から入力可。	支援Aの支援形態(第1期～第3期)	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの支援形態」
歩行又は身体活動	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行又は身体活動」 ※第4期から入力可。		共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A「支援形態」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援形態コード」 ※第3期まで入力可。
歩行速度 1年間の体重変化(第1期～第2期)	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行速度」「1年間の体重変化」 ※第2期まで入力可。	支援Bの支援形態(第1期～第3期)	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Bの支援形態」
咀嚼(第3期～)	電子的な標準様式第4期(2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「咀嚼」 ※第3期から入力可。	支援の支援形態(第4期～)	共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続B「支援形態」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援形態コード」 ※第3期まで入力可。
		支援の実施時間	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施時間」「支援Bの実施時間」「支援Cの実施時間」
		支援の実施ポイント	共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B・特定保健指導結果データ(CSV)継続支援・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援実施時間」
			電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施ポイント」「支援Bの実施ポイント」「支援Cの実施ポイント」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援実施ポイント」、特定保健指導結果データの(CSV)継続支援「支援の実施ポイント」

■修正対象箇所

○(別紙2-2)管理項目

- ・03.【特定健診】健診情報管理：健診実施情報
- ・05.【特定保健指導】指導情報管理：初回面接実施情報、保健指導計画情報、中間評価情報、継続支援情報、評価情報、計画上の集計情報、実施上の集計情報
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理：後期高齢者健康診査

4. 実装区分について

○ 実装必須機能が過剰ではないかというご意見をいただいております、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	除外対象者 情報管理機 能	除外対象者情報の管理については、特定健診等データ管理システムでのみ管理するケースもあり、標準オプション機能でも良いのではないかとのご意見をいただいている。	ご意見のとおり、特定健診等データ管理システムでのみ管理するケースもあるため、実装区分を標準オプション機能に変更した。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990038	除外対象者情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_01.特定健診等共通」[除外対象者情報]参照	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990039	除外対象者情報について、特定健診等データ管理システムへの情報提供用ファイルが作成できること。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAA121:特定健診除外対象者データ	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990224	特定健診等データ管理システムから取得した除外者情報ファイル(CSV)を一括して取り込みできること。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAC166:特定健診結果等情報作成抽出(除外情報)ファイル	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○	⊕ ○

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990094	特定健診受診券情報登録時に除外対象者のチェックを行い、除外対象者が含まれている場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	⊕ ○	○

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・01.特定健診等共通:機能ID0990038、0990039、0990224
- ・02.【特定健診】対象者管理:機能ID0990094、0990099
- ・04.【特定保健指導】対象者管理:機能ID0990149
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理:機能ID0990196

4. 実装区分について

○ 実装必須機能が過剰ではないかというご意見をいただいております、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	標準帳票(別紙3・4)	受診券・結果票等について、独自レイアウトで対応している自治体もあるため、標準帳票(別紙3・4)について標準オプション機能でも良いのではないかとのご意見をいただきました。	独自レイアウトを許容してはいるものの、あくまで標準帳票をもとに、任意のレイアウトに変更するという整理としているため、標準帳票については実装必須機能のままとしている。
3	特定健診等データ管理システムとの連携	特定健診等データ管理システムとの連携インターフェースについて、すべてを実装必須にする必要はないのではないかとのご意見をいただきました。	No.1の中で、除外登録者の連携については標準オプション機能としている。それ以外の連携については、受診券情報・利用券情報・健診結果情報・指導結果情報といった基本的な情報の連携となるため、実装必須機能のままとしている。

5. 帳票レイアウトについて

○ 帳票レイアウトについて、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)に合わせて、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	受診券・利用券	被保険者証の廃止に伴い、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)に掲載されている受診券・利用券の様式における裏面記載が変更となった。	様式に合わせて帳票レイアウト(別紙4)の修正を行った。最終的には、特定健診等データ管理システムから出力される受診券・利用券に合わせて、レイアウト調整を行う想定である。

■仕様書修正イメージ



■修正対象箇所

○(別紙4)帳票レイアウト

- ・02.【特定健診】対象者管理:01_特定健康診査受診券(1)_A4、03_特定健康診査受診券(1)_はがき
05_特定健康診査受診券(セット券)(1)_A4、07_特定健康診査受診券(セット券)(1)_はがき
- ・04.【特定保健指導】対象者管理:01_特定保健指導利用券(1)_A4、03_特定保健指導利用券(1)_はがき
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理:01_後期健康診査受診券(1)_A4、03_後期健康診査受診券(1)_はがき

6. その他修正について

○ 別紙2-1機能帳票要件の整合性を考慮し、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N o	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	機能帳票要件(別紙2-1)	特定健診・特定保健指導をそれぞれのサブユニットで調達するケースを想定し、別紙2-1機能帳票要件の02.【特定健診】対象者管理及び03.【特定健診】健診情報管理にサブユニットとして調達した場合の実装区分を分けて記載する必要があるのではないかとのご意見をいただいている。	ご意見の通りであるため、機能帳票要件(別紙2-1)の修正を行った。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990096	特定健診受診券情報登録時に保健指導中の対象者のチェックを行い、保健指導中の対象者が含まれている場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	◎	○
3.【特定健診】健診情報管理							
大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	特定健診等システム	特定健診
3.【特定健診】健診情報管理	3.1.健診結果管理機能			0990116	住民を指定して特定健診結果情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。 ※1 年度ごとに受診歴を管理できること ※2 同一年度内の複数回受診も管理ができること 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[健診実施情報]参照	◎	◎

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・02.【特定健診】対象者管理全般
- ・03.【特定健診】健診情報管理全般

7. 検討事項(適合基準日)について

- ベンダ構成員の皆様に、開発予定等を踏まえて、適切と考えられる適合基準日についてアンケートを行った。
回答状況は以下の通り。

No	適合基準日 回答内容	意見詳細(原文)
1	令和9年4月1日	R8.4となれば、健康管理システムの対応を行っている中で特定健診等システムの対応を行うことは非常に困難です。R9.4を希望しますが、R9の受診券に間に合わせるという意向があるのであれば、R9.1でお願いします。
2	令和10年4月1日 以降	これまでの各業務での標準仕様書の第1.0版は令和4年8月(業務によっては令和3年8月)に公開され、適用基準日は令和8年4月1日となっていることから、今回の特定健診についても令和6年8月に第1.0版が公開されるのであれば適合基準日は令和10年4月1日以降が適切と思われる。 また、健康管理システムを含めほとんどの業務で第1.0版公開以降令和6年3月現在も改版が行われており要件についての変更・追加・削除などが発生しているが、それらについても自治体・システムベンダー側では適合基準日を変更することなく対応することが要求されていることから、今後追加となるシステムの標準仕様書についても第1.0版公開以降も同様に改版・変更対応が発生することが想像される。そのため、少なくとも令和10年4月1日より前の適合基準日への対応は不可能であると考えます。
3	令和11年4月1日	健康管理システムの標準化適用が、令和8年度にかけて本格化するため、開発側のみならず、SI要員も標準仕様公開後すぐすぐで対応する余白がありません。 健康管理システムの2.0版以降の対応も並行して実施する必要もあり、開発体制・開発期間についても、ある程度期間が必要と考えるためです。 (健康管理の標準準拠システムの仕様改版状況や、デジタル庁さまのデータ要件・連携要件の改版状況を踏まえると、特定健診の標準準拠システム開発期間にも) 弊社担当している主管課様の状況を鑑みても、標準仕様へのF&G実施からの対応、連携要件への対応に対する業務間調整など、適合基準日までにクリアするタスクが多く見込まれることから、相当する期間は必要と考えております。 (20業務における移行困難団体のような事象発生させないよう、全団体が同時スタートを切れる適合基準日の設定が望ましいと考えております。)

7. 検討事項(適合基準日)について

- ベンダ構成員の皆様に、開発予定等を踏まえて、適切と考えられる適合基準日についてアンケートを行った。回答状況は以下の通り。

N o	適合基準日 回答内容	意見詳細(原文)
4	令和10年4月1日 以降	—
5	令和10年4月1日	令和6年8月に第1.0版が公開されてから分析・開発を想定していますが、特定健診の特性として自治体毎の運用における考慮が必要であるため、十分な開発・適用期間を確保する必要があると考えます。また、開発期間が標準化切替期間と並行するためリソース確保が困難となることが想定されます。
6	令和10年4月1日	2025年度までは健康管理の標準化対応で、自治体様・ベンダーともに過渡期となると想定しています。特定健診に関しても標準化対応にあたりFit&Gap等の作業も行うと想定しておりますし、予算要求等も鑑みると2年間ほどの期間が必要と考えます。

- 令和7年度末までは現行の標準化対応で自治体及びベンダが手一杯になることを想定すると、
- ・令和8年度に予算調整用のFit&Gapを実施
 - ・令和9年度にベンダ選定、予算調整を実施
 - ・令和10年度に標準準拠システムへの移行作業を実施
- というスケジュールも想定される。
- 適合基準日はあくまで最終期限であり、適合基準日より前に実装することも可能であることを踏まえて、ベンダ構成員のご意見を考慮すると、適合基準日を**令和11年4月1日**とするのはいかがか。
- ⇒今後、構成員の皆様および全国意見照会でのご意見を踏まえて、デジタル庁との協議を進める。